

## 6 重要事項説明書 (指定訪問看護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。  
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「奈良県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定」に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 アイリー
代表者氏名	代表取締役 山瀬 明
本社所在地 (連絡先及び電話番号)	奈良県大和郡山市額田部北町 546-3 0743-25-4800
法人設立年月日	令和3年5月1日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション Irie
介護保険指定 事業所番号	奈良県指定 第 2960390132 号
事業所所在地	奈良県大和郡山市額田部北町 546-3
連絡先 相談担当者名	0743-25-4800 管理者 山崎 潤一
事業所の通常の 事業実施地域	大和郡山市、天理市、生駒郡、磯城郡

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社アイリーが設置する訪問看護ステーション Irie(以下「事業所」という)において実施する指定訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保する事を目的とする。
運営の方針	ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日 ただし祝日、年末年始 12月30日から1月3日までを除く
営業時間	8:30から17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜から金曜日 ただし祝日、年末年始 12月30日から1月3日までを除く
サービス提供時間	9:00から17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 山崎 潤一
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行う 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う	常勤 1名
看護職員 (看護師)	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との綿密な連携を図る 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得る 3 指定訪問看護の実施状況の把握、及び訪問看護計画の変更を行う 4 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、又は説明を行う 5 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う 6 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供する 7 訪問看護の提供にあたり、適切な技術をもって行う 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図る 9 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する	常勤 4名 非常勤 5名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成する
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、以下の訪問看護を提供する（具体的内容） (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事・排泄等日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) 内服やカテーテル等の管理 (10) レスパイトケア (11) その他医師の指示による医療処置

#### (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

区分（精神科以外）			料金	基本利用料（利用者負担額）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費 （Ⅰ）	保健師、 看護師、 助産師の場 合	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
		週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
	理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士の場合		5,550円	560円	1,110円	1,670円	
訪問看護基本療養費 （Ⅱ）	保健師、 看護師、 助産師の場 合	同一建物、 同一日2人	週3 日 目 ま で	5,550円	560円	1,110円	1,670円
			週4 日 以 降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		同一建物、 同一日3人 以上	週3 日 目 ま で	2,780円	280円	560円	830円
			週4 日 以 降	3,280円	330円	660円	980円
	理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士の場合	同一建物、同一 日2人	週3 日 目 ま で	5,550円	560円	1,110円	1,670円
			週4 日 以 降	2,780円	280円	560円	830円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）		基本入院中 1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
区分（精神科以外加算）			料金	基本利用料（利用者負担額）		
				1割負担	2割負担	3割負担
乳幼児加算（6歳未満）		厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円
		上記以外の者	1,300円	130円	260円	390円
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合）1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合）1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合）1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算		月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算			4,200円	420円	840円	1,260円
特別地域訪問看護加算			所定額の50/100	(所定額の50/100)×0.1	(所定額の50/100)×0.2	(所定額の50/100)×0.3

区分（精神科）			料金	基本利用料（利用者負担額）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	保健師、 看護師、 作業療法士の場合	週3日目まで (30分未満)	4,250円	430円	850円	1,280円	
		週3日目まで (30分以上)	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
		週4日以降 (30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		週4日以降 (30分以上)	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	保健師、 看護師、 作業療法士の場合	同一建物、 同一日2人	週3日目まで (30分未満)	4,250円	430円	850円	1,280円
		週3日目まで (30分以上)	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
		週4日以降 (30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		週4日以降 (30分以上)	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
	同一建物、 同一日3人以上	週3日目まで (30分未満)	2,130円	210円	430円	640円	
		週3日目まで (30分以上)	2,780円	280円	560円	830円	
		週4日以降 (30分未満)	2,550円	260円	510円	770円	
		週4日以降 (30分以上)	3,280円	330円	660円	980円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)		基本入院中 1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
区分（精神科加算）			料金	基本利用料（利用者負担額）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
看護補助、精神保健福祉士の場合			3,000円	3,000円	6,000円	9,000円	
特別地域訪問看護加算			基本療養費の 50/100	(所定額の 50/100)×0.1	(所定額の 50/100)×0.2	(所定額の 50/100)×0.3	
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）		2,650円	2,650円	5,300円	7,950円	
	月15日目以降（1日につき）		2,000円	2,000円	4,000円	6,000円	

長時間精神科訪問看護加算			5,200 円	5,200 円	10,400 円	15,600 円
夜間早朝訪問看護加算			2,100 円	2,100 円	4,200 円	6,300 円
深夜訪問看護加算			4,200 円	4,200 円	8,400 円	12,600 円
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	4,500 円	4,500 円	9,000 円	13,500 円
		同一建物 3 人以上	4,000 円	4,000 円	8,000 円	12,000 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	8,000 円	8,000 円	16,000 円	24,000 円
		同一建物 3 人以上	7,200 円	7,200 円	14,400 円	21,600 円

区分（管理療養費加算）		料金	基本利用料（利用者負担額）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護管理療養費（1 日につき）	月の初日	7,670 円	770 円	1,530 円	2,300 円
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回まで）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費（月 1 回）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
24 時間対応体制加算（月 1 回）		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合（Ⅰ）	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合（Ⅱ）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあり、かつ、計画的ではない緊急訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る→下段①～⑤に記載）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※ 特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者  
または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流<sup>かんりゅう</sup>指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※ **訪問看護ターミナルケア療養費**は、在宅で死亡された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日以上→下記A～Bに記載）ターミナルケアを行った場合に加算します。（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む）

- A. 多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症）及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）・他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- B. 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ **退院時共同指導加算**は、入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。

※ **退院支援指導加算**は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に加算します。

※ **看護・介護職員連携強化加算**は、たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ **複数名訪問看護加算**は、二人の看護師等が、同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ **長時間訪問看護加算**は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算しま

す。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ **訪問看護医療DX情報活用加算**は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

### (3) サービス利用に関する留意事項

看護職員はサービスの提供にあたり、以下の行為は致しかねますのでご了承ください。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりや授受
- ② 利用者又は家族からの物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外と定めた場合 運営規程に基づき交通費の実費を請求いたします	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合 キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	一提供あたりの料金の50%を請求いたします
	12時間前までにご連絡のない場合	一提供当りの料金の100%を請求いたします
ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません		

## 5 利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）その他費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額 (保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	<p>○利用料・利用者負担額（保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします</p> <p>○上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃にお渡しします</p>
---	---



<p>利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>
---	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護師の変更を希望される場合、以下の相談担当者までご相談ください。

相談担当者氏名	山瀬 明
連絡先電話番号	0743-25-4800
同ファクス番号	0743-25-2063
受付日及び受付時間	月曜から金曜 9時～17時

※担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供の具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山崎 潤一
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でそれを用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、事業所が所定する申請書等を提出していただいた上で、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などの必要手数料は利用者の負担となります。）</p>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
主治医			
家族（親族）			

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度

## 12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた際いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提

供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録物の複写物の交付を、事業所が所定する申請書を提出していただいた上で、請求することができます。なお、手数料に関しては利用者負担となります。

## 16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### (1) その他の費用

①交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から、1km当たり100円
②衛生材料	処置等の物品に関して実費を請求いたします
③死後の処置	15000円

## 17 サービス提供に関する相談・苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した指定訪問看護に係る利用者およびその家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表【事業者の窓口】のとおり)

②相談・苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順

- (1)苦情・相談があった場合、直ちに苦情相談担当者が連絡を取り、本人から状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- (2)苦情の内容に相違ないか確認、原因を追究し迅速に対応する。
- (3)担当の介護支援専門員とも連絡をとり事情の確認と協力体制をとる。
- (4)苦情内容については必ず管理者に報告し、必要に応じ検討会議を行う。
- (5)苦情相談担当者が台帳に記録し、加えて苦情内容、その対応を各職員に報告し再発を防ぐ。

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション Irie	所在地 大和郡山市額田部北町 546-3 電話番号 0743-25-4800 ファックス番号 0743-25-2063 受付時間 9:00 から 17:00
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 大和郡山市北郡山町 248-4 電話番号 0743-53-1151 受付時間 9:00 から 17:30
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 橿原市大久保町 302-1 電話番号 0744-29-8311 ファックス番号 0744-29-8322 受付時間 9:00 から 17:00

## 19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「奈良県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。また契約を証する為、本書2部を作成し、ご利用者・事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

事業者	所在地	奈良県大和郡山市額田部北町 546-3	
	法人名	株式会社 アイリー	
	代表者名	山瀬 明	印
	事業所名	訪問看護ステーション Irie	
	説明者氏名		印

契約締結日 年 月 日

契約者氏名 \_\_\_\_\_

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印